

秋田県勤労身体障害者スポーツセンターに係る指定管理者（候補者）の選定結果について

● 選定の方法

- 1 申請内容について、申請団体からのプレゼンテーション及び申請団体への質疑を行った。
- 2 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価（評点付け）を行った。
(評 点) 5点：特に優れている、4点：優れている、3点：やや優れている、2点：やや劣っている、1点：劣っている
- 3 全委員の評点を合計し、選定基準のウェイトをもとに評点の合計を100点換算した。（満点を100点として再計算）
(申請団体の評点については、下記の「評点表」を参照)
- 4 1～3をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、申請団体に適格性があることが認められたことから、指定管理者の候補者として選定した。
(議論・検討の概要については、下記の「総合評価（選定結果）」を参照)

○ 評点表

	1 県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	2 施設の設置目的の効果的達成 (配点：30点)	3 効率的管理 (配点：20点)	4 適正かつ確実な管理を行う能力 (配点：30点)	5 その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準 (配点：10点)	6 県の重要施策推進に係る項目 (配点：10点)	合 計 (満点：100点)
一般財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会	○	25.2	15.5	24.4	8.5	5.3	78.9

■ 総合評価（選定結果）

- 評点の平均が「やや優れている」とした場合の60点を選定の目安として、適正かつ確実な管理の可否を中心に審査した。
- 公の施設の設置目的の効果的達成について、設置目的や理念を理解した管理、利用促進への取り組みや利用者の意見を反映させた管理運営、サービス向上への取り組みについて、特に評価が高くなっている。
- また、適正かつ確実な管理を行う能力について、団体の経営状況や実績、管理運営にかかる経理や技術的な具備、適切な安全管理について、特に高い評価となった。
- 以上より、評点の平均が60点を上回り、指定管理者の候補者としての適格性が認められたことから、一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会を当該候補者として選定することに決定した。